

次の業務について、企画提案に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和4年6月7日

静岡県知事 川勝平太

1 事業名

令和4年度「外国人材のための第二の故郷」創出支援事業

2 事業の目的

静岡県では、少子高齢社会及びそれに伴う人口減少を受け、今後、内需の減少による経済規模の縮小や労働力不足など、様々な課題が深刻化すると予想される。

こうした状況の打開策として、令和4年度「外国人材のための第二の故郷」創出支援事業（以下「本事業」という。）では、外国人材の取込みに焦点をあて、地域資源を活用した外国人材の地域受入促進計画を策定するほか、外国人材にとって住みやすい地域づくりに資する取組を展開することにより、世界から選ばれる”ふじのくに”を目指す。

併せて、本事業実施後の当該地域の状況を分析することで、外国人材を取込むことが地域の発展に寄与するという意識の他地域への波及を狙う。

3 事業期間

契約日から令和5年3月24日（金）まで

4 契約限度額

2,500,000円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。

5 委託先に求められる能力

本事業の委託先には、以下の能力が求められる。

- ・ 業務全体の責任者はプロジェクト管理の知識に長けている等、本事業を円滑に遂行するための必要な組織、人員、管理能力等を有していること。
- ・ 対象地域となる市町との連携が可能であること。
- ・ 対象とする地域の資源や産業・就業・生活及び外国人居住の状況に精通しており、各方面からの意見を集約しながら、その結果を外国人材地域受入促進計画及び外国人材にとって住みやすい地域づくりに資する取組の展開に反映できる能力を有すること。

6 企画提案書を提出するために必要な要件

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案書の提出の日から契約の時までの期間に、物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準（平成18年3月30日付静岡県集用第103号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 静岡県外に本社を置く提案者にあつては、本委託業務の実施に当たって迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。
- (5) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をい

- う。)が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

7 選定基準

「令和4年度「外国人材のための第二の故郷」創出支援事業 企画提案選定要領」に基づき提出された企画提案書とプレゼンテーションをもとに総合的に審査して決定する。

8 手続き等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県地域外交局地域外交課
電話番号 : 054-221-3378
Eメール : kokusai@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 委託業者選定要領等の配布

ア 配布期間

令和4年6月7日(火)から6月10日(金)

イ 配布場所

静岡県地域外交局地域外交課ホームページ上

(URL : <http://www.pref.shizuoka.jp/kikaku/ki-130/index.html>)

(3) 企画提案参加希望書類の提出

ア 提出書類 : 企画提案業務を希望する事業者は、「令和4年度「外国人材のための第二の故郷」創出支援事業 業務委託事業者選定委員会参加届」を提出すること

イ 提出期限 : 令和4年6月15日(水)午前11時必着

ウ 提出先 : Eメールにて、静岡県地域外交局地域外交課 (kokusai@pref.shizuoka.lg.jp)宛て送付する。なお、Eメール送信後、確認のため当課宛てに電話確認すること。

(4) 企画提案書類の提出

ア 提出書類 : 別添「令和4年度「外国人材のための第二の故郷」創出支援事業 企画提案書作成要領」に定める書類を提出すること。

イ 提出期限 : 令和4年6月21日(火)午前11時必着

ウ 提出先 : 静岡県地域外交局地域外交課 (静岡市葵区追手町9-6)

エ 提出部数 : 6部

(5) 委託事業者選定委員会 (プレゼンテーション)

ア 日時 : 令和4年6月23日(木) (時間は別途通知する)

イ 方法 : オンライン会議システム「ZOOM」

ウ 1社当たりの所要時間 : プレゼンテーション 10分程度
質疑応答 10分程度

※時間等は、企画提案者各社に別途、通知する。

9 その他

(1) 詳細は「令和4年度「外国人材のための第二の故郷」創出支援事業企画提案書作成要領」による。

(2) 本委託事業は公契約条例の対象となるため、契約時に「労働関係法令等遵守の誓約書」の提出を求める。

(3) 照会窓口は、〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県地域外交局地域外交課 (電話番号 : 054-221-3378) とする。